⑬　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合には必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

⑭　受注者の責めにより、入札時の簡易な施工計画（技術的所見）を遵守できなかった場合は、当初契約時の評価点合計に対する不履行となった簡易な施工計画（技術的所見）の評価に応じた点の比率に相当する額（詳細は入札説明書による）を違約金として徴収するとともに、評定点の減点を行うものとする。評定点の減点は、不履行となった簡易な施工計画（技術的所見）の評価に応じた点を減点する。

⑮　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。ただし、総合評価における評価項目については契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。

詳細は特記仕様書等による。

⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑰　低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

⑱　支払条件　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑲　本案件は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⑳　本工事は、当該工事に係る平成24年度予算が成立し、予算事務手続きが整った場合についてのみ、入札及び開札の手続きを行うことを条件とする。

㉑　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuhiko Toda Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Pavement on Onomichi-Matsue-road okaouchi

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 22 March 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 1 : 30 P.M. 30 May 2012 (tenders brung with 1 : 30 P.M. 30 May 2012 or submitted by mail 1 : 30 P.M. 30 May 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6―30, Kami-hacchobori, Nakaku, Hiroshima 〒730―8530 TEL 082―221―9231 Extension 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月20日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　橋本圭一郎

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　(改)堀切小菅ＪＣＴ間改良上部・橋脚工事

⑶　工事場所　東京都葛飾区堀切四丁目から同区小菅三丁目まで

⑷　工事内容　下記の実施設計、製作及び施工

１）本線拡幅工（鋼重　約1,450ｔ）

①　ＲＣ床版拡幅工　延長約100m

②　鋼床版拡幅工　延長約460m

③　支承改良工（鉛直支承・免震支承）279個

④　鋼製高欄設置工　延長約560m

⑤　既設ジョイント部床版連結工　５箇所

２）小菅出口付替工（鋼重　約490ｔ）

①　鋼床版拡幅工　延長約90m

②　２径間連続鋼床版箱桁　延長約105m

③　鋼製高欄設置工　延長約300m

④　既設橋脚改良　２基

３）橋脚補強工（鋼重　約450ｔ）

鋼製横梁増設及び橋脚補強工　９基

４）付属物工（鋼重　約150ｔ）

①　裏面吸音板設置工　約4,200㎡

②　遮音壁撤去・設置工　約200m

③　高速上門型標識柱撤去・設置　４基

④　出口ＥＴＣ支柱撤去・設置　１基

⑤　伸縮装置新設　一式

⑥　排水施設新設　一式

５）雑工

①　既設高欄撤去工　延長約860m

②　小菅出口撤去工　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年３月10日まで

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。

②　本工事は、技術提案に基づいた実施設計付き工事である。

③　技術提案の範囲は、工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法・材質等）の変更を伴わない範囲とする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上である単体又は1,150点以上である２者で構成された共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること。

⑶　単体又は共同企業体の各構成員が、平成13年度以降に、以下に掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、同一工事で全ての施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

・市街地（ＤＩＤ相当）における道路橋（Ｂ種の橋）の連続鋼床版箱桁橋の工場製作及び架設（ここでＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。以下同じ。）

・市街地（ＤＩＤ相当）の往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

⑷　現場代理人、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成25年１月４日(金)を予定している。

①　主任技術者又は監理技術者については、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）